Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由民権期における教員の定着過程 : 千葉県上埴生郡を事例として
Sub Title	The process of becoming the modernized, community teacher in the first term of Meiji era
Author	柄越, 祥子(Tsukakoshi, Sachiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2005
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.61 (2005.) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	It has been studied that in the period of the Freedom and People's Rights Movement (自由民権運動), many teachers were involved in this movement. In a case of Kamihabugun Chiba Prefecture, the warrior class teacher wasn't committed to this movement and taught students at its village school and his private school. Because some wealth farmers in this areas were interested in this movement, it wasn't easy for him to adapt to them. But the teacher got teaching certificates more and got down to sericulture, finally established a successful relationship with the local community.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000061-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権期における教員の定着過程

――千葉県上埴生郡を事例として――

The Process of becoming the modernized, Community

Teacher in the first term of Meiji era

柄 越 祥 子*
Sachiko Tsukakoshi

It has been studied that in the period of the Freedom and People's Rights Movement (自由民権運動), many teachers were involved in this movement. In a case of Kamihabugun Chiba Prefecture, the warrior class teacher wasn't committed to this movement and taught students at its village school and his private school. Because some wealth farmers in this areas were interested in this movement, it wasn't easy for him to adapt to them. But the teacher got teaching certificates more and got down to sericulture, finally established a successful relationship with the local community.

1. はじめに

教育史研究のなかで自由民権運動が本格的に取り上げられるようになってきたのは 1960 年代末から 70 年代にかけてのことであるが、とりわけこの時期の国民教育研究所の「自由民権運動と教育」研究会の発足と、それに続く研究成果は、教育史における自由民権運動研究の礎と位置づけられるものである。ここでの主張の一つである、自由民権運動の「天皇制教育体制に組織的に抵抗した、我が国近代における最初の意識的な教育運動」」という側面は、最近では、対抗関係よりもむしろ、近代公教育制度の確立という政府と共通の認識を持ち、「明治政府の敷いた公教育制度を推し進め、 その普及の一翼を担った面2」が強調されることがある3。こうした潮流の背景として、歴史学分野における自由民権運動の捉え直しの作業が考えられよう。そこでは政府との対抗関係の強調よりも、民権運動の「反体制の運動であるからこそ民衆を巻き込んで国民国家形成を助けている4)」可能性に注目した言説が見られる。

こうした自由民権運動の評価の変遷は、運動の捉え方の拡大ともかかわっている。単なる政治運動から「民衆の自立への模索過程 5 」として捉えたり、その後の地域での養蚕などの技術教育や、ひいては「大正デモクラシー期や第二次大戦後の自由大学運動などとして何度も生まれ変わって歴史を支えてきた 6 」というように、後世の民衆運動との連続性をもって語ったりすることで、協調関係の評価だけでなくより多面的な視点から捉え直しが可能になる。こうした運動の担い手は、いわゆる民権家や民権派教員に限ることなく、自由民権運動期にさまざまな教育活動に携わっていた多くの人々を指しており、こ

^{*} 慶應義塾大学社会学研究科修士課程(教育学)修了 慶應義塾大学福沢研究センター調査員

れらの人々の立場は実に千差万別である。そのため単に国家との「対抗」・「協力」関係だけではなく、それぞれの背景や視点の方向性、またその結果を検討する必要があるのではないだろうか。本稿はこうした関心に基づき、民権期に教育活動に携わった人々、それぞれの立場を分析することで、自由民権運動と教育の一側面を明らかにしていこうとするものである。

今回,取り上げる千葉県は、初代県令の柴原和が地方統治を推進し早期に県会を設置したことで知られ⁷)、千葉県会との関連から研究が多く見られる地域である⁸)。三新法体制が進む明治 12 (1879) 年、武射郡小池村の桜井静が国会開設を呼びかけて全国的に有名になったのに影響を受け、上埴生郡立木村の高橋喜惣治が結社を設立するなど、千葉県各地で民権結社が生まれた⁹)。明治 17 (1884) 年の安房事件や夷隅事件といった事件に発展して民権運動は下火になるが、そこに至るまでの数年間、上記の桜井や高橋とともに、板倉胤臣、幹義郎など、長柄、上埴生郡からも多くの民権運動家が輩出され、明治 14 (1881) 年には上埴生正党会を結成、同年、桜井、板倉らが中心となり『総房共立新聞』という民権派の政論紙を創刊した¹⁰)。こうした民権家はいずれも地元の名望家層出身であるため、この地域は「草の根からの民権運動が幅広く存在していた¹¹¹」という指摘もあるが、同時にそれは、相対的に士族の民権運動への参加が低い地域であることも示唆している。

上埴生郡という地域は、江戸時代には六斉市の開市が許され九十九里の漁村と山間部の村々の市場であるとともに、交通の要地としても栄えていた¹²⁾。旗本知行地が多かったこの地は「教育的伝統として藩校の弱体と庶民教育のかなりの発展を特徴¹³⁾」としていたが、明治維新後は、遠江浜松藩主井上正直が上総国に移封されるのに伴って入って来た藩臣たちが教職に着く場合が多く、井上氏封入時にできた鶴舞藩の名を採って「鶴舞教師¹⁴⁾」という言葉まで見られるようになる。

本稿では、士族出身の教員寺田軍平、地元出身の教員内山善次、西周金太郎の事例を、地元の民権家 幹義郎の日記などを利用して検討する。彼らはそれぞれ上埴生郡内の隣接する早野村、八幡原村、綱島 村の三つの村の教員であった。自由民権運動期の教員が運動や地域との距離をどのようにとっていたの かということを中心に、民権運動に参加しなかった教員の在り方や、いわゆる自由民権運動の衰退後ま でも含めて彼らの教育活動の背景を明らかにしていきたいと考える。また、この時期は学校教育法制上 では教育令期から学校令期にあたっており、明治 14 (1881) 年、文部省達第六号「小学校教員免許状授 与方心得」以降、改正を繰り返しながら免許制度が確立して行った時期でもある。「近代的教員」の要素 の一つともいえる免許制度も特に注目して考察していきたい。

なお、本稿では史料等の引用に際して旧字体は新字体に改めるものとする。

2. 地元出身の教員の動向

1) 内山善次の例

学制以前の長柄・上埴生地域には多くの教育機関が存在したと言われているが、内山の私塾もそのうちの一つである¹⁵⁾。しかし木更津県の方針で、明治 6 (1873) 年 3 月には一切家塾私塾を開くことが禁じられたため¹⁶⁾、この地域では学制頒布後にこうした教育機関をほとんど見ることができなくなり、初等教育の公立化が進められることとなる。

こうした背景のもとで八幡原小学校も明治 6 (1873) 年の 12 月に設置され、当時の教員として幹義郎¹⁷⁾とともに内山善次の名前も見える(『五郷村郷土誌』以後『郷土誌』と略記)。八幡原小学校はその後複雑な変遷をたどるが、内山は常に八幡原村の児童と供におり、「明治二十七年五月六十二歳で没する

まで、三十余年にわたり郷土の子弟の教育に尽力した¹⁸」と伝えられる。又、単に小学校教員というだけでなく、地域の活動にもかかわっており、幹義郎との頻繁な交流の中で、小学校の合併や、「小学試験法ノ弊¹⁹」などについて具体的に意見していたようである。明治 14 (1881) 年の上埴生郡長南宿外四拾二ケ村長柄郡猿袋村連合会の初期メンバーでもあり、発言の記録はないが議事には加わっていた。このように、いわゆる前近代的寺子屋師匠として、地域の発展に尽力していた内山ではあるが、変遷する教育制度の下に影響を受けざるを得なかった。その内山の苦しい胸のうちは明治 12 年 12 月 21 日の幹の日記に「今日ニ至テ恥ツヘキナレトモ早野校へノ出動ハ本年限リ辞シテ更ニ他ニ従事セントス、依テ願クハ当村未タ教員ノ心当リナクハ余カ為ニ配慮ヲ賜ヘ云々」と明かされている。この言葉の背景には、一度合併した早野、綱島、八幡原の三小学校のうち、綱島小学校がまもなく分離するということがあるのだが、教職自体を辞めたいというわけではないため、内山が早野校での勤務に問題を抱えていたことが伺われる。

早野小学校の教員の給料を見ると、明治 12 (1879) 年の段階で同校教員寺田軍平の給与は 7 円 50 銭、12 月から翌年にかけては 7 円に減額されており、同時期八幡原校の内山は 6 円から 5 円 50 銭へ、翌明治 13 (1880) 年の 8 月以降は 4 円にまで減額されている²⁰⁾。内山が早野小学校退職をほのめかした明治12 年 12 月は減額された月でもあり、こうしたことが原因の一つである可能性は高い。実際には、年明け早々の 1 月 8 日には綱島校の教員が別に決定しており²¹⁾、一方、早野校では新学期が始まっても、八幡原村の生徒は出校して来ず、21 日に戸長が早野校に来校し「八幡原生徒再出校ノ事並内山善次再勤ノ旨承諾シタル由」を伝えていく(『元早野小学校沿革誌』。以後『沿革誌』と略記)。このことから一度は内山の辞意は正式に表明されたが、綱島校への就職は実現せず、八幡原の村民の行動で早野小学校へ戻ることになったことがわかる。しかし、既述したようにその年の 8 月には更に 1 円 50 銭減額され、八幡原校が綱島校と合併した後²²⁾、明治 18 (1885) 年 6 月 1 日「八幡原村組長等ト協議ノ上小学校教員ノ月給ヲ協議」をして、内山は、5 円から 3 円 50 銭に減額されることが告げられる。この時綱島校教員生田も内山と一緒に減額を告げられるのだが「二氏頗ル不平ノ色²³⁾」が見られた。

学制期から言われている教員の不足の問題は、明治十年代でますます深刻化していたため、千葉県では小学校教員退職者のうち再就職希望者を無試験で採用するなどし、そのため任用手続きや教員試験の再編を進め、教員の資格、等級の基準や規則を定めた。表 1 は明治 9 (1876) 年 5 月「千葉師範学校定制」の中の七章「小学教員試問規則」の付属雑則として定められたものである。

内山は維新前から地域の教育を担ってきた人物ではあるが、その一方で、肩書きは「助手」となっており近代学校教育制度の中においては「無資格教員」であった可能性が高い。当時、中央法制上は、全科目を修め高い学力を持つ、師範学校卒に準ずるような者を教員として構想していたが、実際は、全国的に深刻な教員不足のために教員試験を通過していない教員なしには学校は成り立たない状況であっ

等 級	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	訓導試補			
月 俸 (円)	30	25	20	15	12	10 • 8			
等級	一等准訓導	二等准訓導	三等准訓導	四等准訓導	五等准訓導	助教			
月 俸 (円)	15	12	10	8	6	5 円以下			

表1 小学教員・准教員等級月俸表(明治9年5月)

『千葉県教育百年史 第1巻 通史編』p. 253

た²⁴⁾。また、地方では、給料の高い師範学校出身者よりも「教育費を出し渋って、安い教員を雇わうと²⁵⁾」する傾向もあり、内山のような教員は少なくなかったであろうし、むしろ地域との関係が深い分、より地域の人々には好都合な存在であったであろう。本人の経験や実績があっても資格がないことで給料を安く設定され、それゆえに地域の要求と合致するという、教員にとっては皮肉な構造が生じていた。

2) 西周金太郎の例

文久 3 (1863) 年に早野村に生まれた西周金太郎は、学務委員などを務めたいわゆる地方名望家を父に持ち、早野小学校を卒業、千葉中学を退校後、明治 16 (1883) 年小学高等科の教員免許状を取得、翌 17 年には「鳳雛舎」という私塾を立ち上げている26 (5)。「鳳雛舎創設計画書27)」によると、この私塾は、小学校卒業程度を入学要件とし、学科は修身、代数、幾何、物理、経済など、多岐にわたり、「高等普通学科」と銘打っている。頌徳碑によれば「来学者七〇余人28)」となっているが、実際に開校されたのか、どのような授業が行われたのかはわかっていない29 (7)。少なくとも、このような計画書を作り、地域に小学校卒業者のための教育を持ち込もうとしていたのだが、おそらく軌道にのるところまではいかなかったのであろう。明治 19 (1886) 年 7 月には綱島小学校の教員として勤務している30 (8)。

しかし、西周は村の一教員として収まりきることができず、綱島小学校勤務時代にあった村長の選挙では「早野西周金太郎即チ当村小学校教師大ヒニ三郎平カ為メニ周旋シテ当選セヒメ³1)」たという。このような政治熱はその後もエスカレートしたらしく、結局、明治 27 (1894) 年 4 月には千葉県より「本年県会議員半数改選ノ際上埴生郡及長柄郡ニ於テ其選挙競争ヲ幇助候段職務上不都合ニ付退職ヲ命³2)」ぜられることになる。

明治 23 (1890) 年小学校令の改正に伴い初等教員資格制度に関する基本事項が規定され、教員資格 は、改正教育令の免許状保有者とする「免許状主義」を踏襲した³³⁾。翌年の「小学校教員検定等ニ関スル 規則」においては、府県における検定方法を、認定による甲種と学力試験による乙種に分け、受験者の 資格や検定の成績によって高等小学校、尋常小学校、本科、専科正教員、准教員などごとに免許を授与 することを定めた³⁴⁾。

西周はこの制度の中で明治 25 (1892) 年、小学校本科正教員の免許を得ている³⁵⁾。上記、「小学校教員 検定等ニ関スル規則」によれば、「従前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状又ハ小学師範学科卒業証書ヲ受得 シタル者」は甲種の検定を受けることができた³⁶⁾。西周は明治 16 (1883) 年に小学高等科教員免許を得 ており³⁷⁾、その後明治 19 (1886) 年の「小学校教員免許規則」下においても、小学校地理農業科、小学校 習字科、小学校歴史科の地方免許状を取得³⁸⁾しており、この規程に該当する。また、千葉県では乙種の試 験が 5 月(准教員は 10 月)であったのに対して甲種は随時施行されており³⁹⁾、西周の免許は 11 月 8 日 付けであることからも甲種の検定によって免許を得たと言える。

また、西周がこの免許を得た翌年、千葉県椿海高等小学校教員の本科正教員となっていること⁴⁰⁾や、免許状の中に漢文、数学、博物、物理、化学といった、尋常小学校本科正教員の試験科目になく、高等小学校本科男教員にある科目⁴¹⁾が記載されていることから、この免許は高等本科正教員のものと判断できる。この免許が発行された明治 25 年の千葉県の甲種合格者数は、尋常本科正教員 286 名に対し、高等本科正教員 129 名⁴²⁾であり、高等本科正教員の方が取得者数は少ない。西周はこのような希少価値の高い教員免許を積極的に取得し、近代的教員としての価値を高めつつあった。しかしながら一方で、明治 10 年代の民権期以降、「集会条例」などの「教員を政治から隔離する措置⁴³⁾」がとられる中、政治運

動に強くかかわったために,明治 27 (1894) 年,教員生命を終えることになった⁴⁴)。

3. 士族出身の教員――寺田軍平の例

1) 村と教員

寺田軍平が早野校の教員として勤務し始めるのは明治 12 (1879) 年 3 月 17 日のことである⁴⁵⁾。寺田は安政 2 (1855) 年に遠江国で生まれ、鶴舞藩士として甲斐国徽典館⁴⁶⁾で、又、昌平校の教授も勤めた芳野金陵のもとで漢学を学んだ。その後、東京開成学校と、当時文部省に出仕していた司馬盈之の私塾でドイツ語を学び、ドイツ人について農理学を修めている。この履歴を見る限り、幕府や政府に近いところで学問を積み、官立師範学校は出ていなくとも、それに準じるような学問的背景を持った人物ということことができよう。また明治 14 (1881) 年の「小学校教員免許状授与方心得」以降免許制度が確立してからは、積極的に教員免許を取得し、明治 18 (1885) 年には小学高等科教員免許を得て、小学校令が改正される直前にそれを 5 年間継続している。その後有効期限が切れると、明治 30 (1897) 年に甲種の検定を経て⁴⁷⁾小学校本科正教員の免許を取得しており、近代的制度の中で教員としての地位を確立し続けてきた。

寺田軍平が早野村に来た経緯ははっきりしていないが、軍平の父が藩主の転封に伴って早野村に移住、廃藩置県まで鶴舞藩の民生小参事として、藩内の建築や開墾を担当したこと、兄の豊雄が早野小学校設立時に教員として招かれたこと⁴⁸⁾が関係していると思われる。このように早野村にとって寺田は全く無縁の教員ではないが、土地で育った者とは異なって、あくまで傭人であり土族であることには違いない。明治 13 (1880) 年の書類の寺田の名前の上には「上埴生郡早野村四拾七番地寄留⁴⁹⁾」と記されているのだが、この時期の教員は多くが寄留という形で一時的に赴任しており、こうした立場の不安定さが教員の定着率の低さ、ひいては地位の低さを引き起こす一要因となっている⁵⁰⁾。

このような状態に不都合が生じたのか、寺田は明治 15 (1882) 年の夏に正式な村民となろうと試みている。寺田の日記「九皐生誌⁵¹⁾」によると、7月 11 日以降千葉に住んでいる長兄と書簡の遺り取りが増え、7月 27 日「千葉兄ョリ郵書来リ送籍状ヲ落手ス」とある。この時兄から送られたであろう書類には、分家して籍を移す理由として「今般永住之目途モ相立候ニ付」とあり、7月 24 日付けで千葉町の戸長の承認印もある⁵²⁾。しかしながら8月になっても、学務委員で戸長の荒井与三郎は「不審ノ廉アリ郡役所へ伺之上断定致」(8月 10日)とし、最終的に同氏より「戸籍ノ義ニ付難受取旨」を伝えられ、戸籍は「旧在籍役所へ送翰」してもらっている(8月 20日)。明治 11 (1878) 年の「戸長職務概目」以降、戸長が戸籍の主管者となるが、「尋常普通ナラサル送籍及順序ヲ超ヘタル相続其他別段ノ事情アルモノ」に関しては郡長の指揮を受けることが命じられており⁵³⁾、荒井は何かに問題を感じたため郡長に伺いをたて、郡長によって受け入れを拒否されたものと思われる。寺田の送籍状が、どの点で「尋常普通ナラサル」ものであったのかはわからないが、寺田の戸籍移入は早野村を含む上埴生郡の人々によって阻まれた。

「九皐生誌」を見る限り、周辺の住民と寺田の間に恒常的な問題があるようには見受けられない。しかし、明治 15 (1882) 年の秋、寺田軍平は転任を考えており、その原因として一番大きいのは、金銭の問題、もしくはそれに纏わる村会との不和と考えられる。学務委員荒井与三郎は寺田が転校しようとしている事を元学務委員の西周芳太郎から聞くと、その原因を自分の至らなさであるとして寺田を引き止めた。この荒井の「赤心」に打たれた寺田は「村会ノ議決ニテソノ意ヲ絶ツ」事を約束する(10 月 12 日)。

ここでの「村会ノ議決」が何を指すのかはわからないが、何か寺田の想いと村会の考えにすれ違いがあることが伺える。しかし、その後も村会や荒井からはっきりとした働きかけはなく、他方、近隣の小学校の教員から「天羽郡金谷校へ紹介ニ付俸給云々」(11月5日)という話を聞かされる。後日、実際に金谷まで出向くが、俸給14円がすぐには無理であるなど待遇が予想に反していたために早野の村会の様子で決めようと考え、この話を留保している。しかし、やがて気持ちが固まってきたのか、帰村後荒井与三郎が俸給の件を話しに来た時は「余ハ己ニ決意ノ事アルヲ以テ」話には乗らず(12月5日)、本格的な解職への運びとなる。その後、生徒と涙の別れをした後で開かれた村会に対し「後レモ後レタルコトナリ」と酷評し(12月9日)、結局、何らかの村会への不満を抱えて寺田は金谷村へ赴任して行った。赴任先の金谷校でも日中の小学校の授業や業務、夜学での算術の授業をこなし、旅館から新居を寺院に構えるなど、着々と仕事や生活環境を整えて、年末に家族のいる早野村に帰って来ている。ところが、『沿革誌』によると1月12日「寺田教員学区内ノ要請ニョリ再勤ノ旨ヲ同人ョリ通シ越サル」、1月13日「寺田本日ョリ出勤シ旧ニ依リ教頭ノ職ニ就キ校務ヲ取扱ハル」と、何故か突然早野小学校に再勤する。そして4月には書類上、早野小学校六等訓導、月俸14円となった。

この寺田の転任には給与の問題が大きくかかわっている。この時期の寺田の月俸に関する史料はないが、明治 13 (1880) 年の段階で 7 円得ている54)。寺田は明治 14 (1881) 年 10 月に小学初等科教員免許が、明治 15 (1882) 年 4 月には小学中等科教員免許が下附され(「履歴書」)、資格だけみれば確実にキャリアアップしており、不況などの状況を考えても俸給が大きく下がることは考えにくい。また明治 15 (1882) 年の千葉県訓導の最高月俸は 25 円、最低が 6 円、平均が 10 円、全国平均が 7.7 円55) であり、寺田の月俸はたとえ大きく昇給していなくても、驚くほど低いわけでもない。それにもかかわらず、給料の請求をしたり56)、金谷校へ出かける時も他校の教員に借金をしたりとその暮らしぶりは決して楽ではなく、「究(窮、注、筆者)ト苦トハ天我ヲシテ免レシメザル」とぼやいている(12 月 31 日)。

寺田にとって月俸 14 円は一つの区切りであった。明治 14 (1881) 年の「町村立小学校職員名称准官等月俸額」では 14 円は六等訓導の最高額である⁵⁷⁾。上記転任事件は、寺田自身が教員としての自分の価値を地域に問いかけ、結果その能力を地域に再評価させたことを意味する。こうした行為は奉仕的・余業的とされる寺子屋師匠にはありえず、生活のかかった職業としての近代的教員ならではと言えよう。寺田の当時の状況は、教職以外、副業も転職も考えにくいことから、時には自分の能力を最大限評価してもらうように働きかけることも生活のために必要であったのであろう。

逆に、寺田を呼び戻した早野村の人々、少なくとも小学校の設立維持にかかわっていた層の人々は、 寺田に評価を与えたり再勤の要請をしたりすること自体、教育に関心を持ち積極的であったといえる。 寺田が赴任する前の早野小学校の教員は表2にあるように、非常に短期間に入れ替わっていた。しかしながら特筆すべきは、初期には算術科教員渡辺徳太郎が「兼任」という形で穴を埋めて補ってはいるものの、その後を含めて教員の空白期間がないことである。小学校草創期には教員が頻繁に交代し、且つ交代の間に教員不在期間ができて学校が機能しないために、ますます地域住民の学校への信頼がなくなるという事態が全国的に起きている⁵⁸。このような中、数日間の空白は仕方がないとしても、学校に大きな穴を作らないように教員を集め続けてきていたということは、学校を維持していこうとする学校事務係の熱意が伺えるものである。

このような環境の中で、寺田が通常の教育業務を通して地域との関係をどのように考えていたのかを見てみたい。明治 14 (1881) 年「小学校教則綱領」が府県に達せられ、これに基づいて千葉県では小学校

教員名	着任	辞職	在籍期間	備考	辞職理由
寺田豊雄	明治6年11月	明治7年2月	3ヶ月	鶴舞村士族	病 気
渡辺徳太郎	明治6年12月	明治9年3月	2年3ヶ月	算術科	病 気
林 省	明治7年2月	明治8年3月	11 ヶ月	鶴舞村士族	病 気
高原倉三	明治8年5月	明治8年6月	1ヶ月	宮本郷村平民	病 気
大野興学	明治9年3月	明治9年6月	3ヶ月	農牛村住職	病 気
石井計策	明治9年6月	明治9年9月	3ヶ月	三ヶ谷村	病気
永井徳次郎	明治9年9月	明治9年11月	3ヶ月	熊谷県士族	病 気
喰代鎗三郎	明治9年11月	明治 10 年 1 月	2ヶ月	東京府士族	病 気
岡部盛雍	明治 10 年 1 月	明治 10 年 12 月	11ヶ月	東京府士族	病 気
大野興学	明治11年1月	明治 12 年 4 月以前	1年3ヶ月以内	再 任	不 明
寺田軍平	明治 12 年 3 月	明治 15 年 12 月	2年9ヶ月	のち再任	転 任

表 2 早野小学校 教員着任表

『元早野小学校沿革誌』より作成。但し寺田軍平のみ履歴書及び「九皐生誌」より作成。

の休日を、日曜日、土曜午後、夏季・冬季休業、大祭日祝日、定期試験後五日間、学区氏神例祭日と定めている⁵⁹⁾。翌年の12月8日、早野小学校は大試験後の休み明けで「本日ョリ開校スへキ例規ナレトモ新定教則実施ニ付未ダ生徒ノ書籍等用意調ハザルヲ以テ尚八日間休業十六日ヲ以テ開校スルコトニ定」めた(『沿革誌』)。ところが、その16日は「旧来土地ノ風習ニテ小児紐解祝」というお祝いの日にあたっており、「出校生徒僅々十数名ニテ業ニ就カシムル能ハズ(12月16日)」という状況であった。結局この日は午前11時で授業を終えており、このような授業日程の変更は「九皐生誌」に現れるだけでも以下のようなものがある。

①天王祭(7月7日)

「出校ノ牛徒僅少ナルヲ慮リ休業」。ただし中等科の生徒は授業(午前中)。

②長興寺施餓鬼会(8月28~29日)

長興寺を仮校舎としているため、おそらく休校していたのだろう。30 日に「長興寺施餓鬼会本日ヲ以 テ済ミタルヲ以テ本日ヨリ授業ヲ始ム可キ筈ナレドモ教場ヲ整頓」するのに時間をとってしまったと ある。

③祭礼 (9月15日)

「生徒僅ニ二十人因テ次ノ日曜ト交換シ休校ス」。翌日も生徒の出校人数が少ないため午前中のみ。

④区内祭日(10月19日)

17日の新嘗祭と19日の当日は元々休みであるが、18日も祭日の前日のため午前の授業のみで、20日は「出校ノ日ナレドモ明日日曜ニハアリ且ツ例年祭後ハ出校ノ生徒」が少ないため、日曜と交換して休業。

村の行事には寛大な寺田であるが、このようなものを決して歓迎しているわけではないことは、「壮年輩相会シテ俗楽シ奏ス鼓声喧シ (7月6日)」「或ハ舞或ハ踊ル悦モ狂ニ似タリ……(中略)……実ニ患ト言フ可シ (8月8日)」などという感想に見受けられる。寺田は旧習に対し共感していなくとも、上から強

力に教育の浸透を図るのではなく、村民の状況を見ながら柔軟に対応したのであろう60)。

早野村での寺田は日中に小学校での教育活動にあたるほかに、明治 13 (1880) 年 10 月 25 日より自宅での夜学会を始めている(『沿革誌』)。「継日学舎」と名づけられたこの夜学会は、「土地青年ノ風教ヲ善良ナラシムル目的ヲ以テ」始められ(『郷土誌』),対象年齢は 15 歳以上と比較的高く、読書、習字、算術(加減乗除)など、小学校の補習的意味合いの強い私塾であった。生徒数は時期によって違うが 10~30 人611 ほどで、隣村からの入学希望者もある(9 月 6 日)。また農繁期を休日としたり、学舎内で蚕業を奨励したとされており(『郷土誌』),後に寺田自身が地域の蚕糸業の普及に努めたことから考えると、学舎の教育は、この地域で暮らしていく人にこの地域で暮らすために必要な知恵を授けた場所とも言える。後に寺田が転任するにあたって、この学舎の処遇について、村民 3 名が協議を重ねている(12 月 8 日、10 日、12 日、14 日)。最終的には廃舎という運びになるものの、こうした経緯を見てもこの私塾は、寺田が個人的に趣味や余業で経営していたのではなく、地域の学習の場と認識されていたことがわかる。

これらの寺田の教育活動を見ると、彼の教育理念は第一に地域の状況に合わせた形で体現化されている。つまり彼個人の考えを押し付けるように上から啓蒙するのではなく、地域が受け入れやすい形で地域の教育要求に答えようとしているのだ。このように寺田の思想は、特に革新的ではなかったが、地域が必要としている要求には十分応え得たし、むしろ地域の実情を把握し、問題点、改善点を見つけること、そして地域と協力体制を築いていくことに彼の関心や労力が払われていたことが読み取れる。

2) 民権家と教員

寺田軍平は自由民権運動には冷静な考えを持っていたと考えられる。自由党板垣退助が暴漢に襲われた事件に関しても、板垣を襲った相原尚いを「言辞明晰全ク狂者ニ似ズ」とし、「板垣君ノ挙動万相原ノ言フ処事無キヲ得」ないと日記に記している。当時の状況を、政党が次々にできているがどれも似たようなもので、似たもの同士軋轢を生じ、暴力沙汰にでもなると返ってよくないとも続けている(7月6日)。隣村の民権家、幹義郎がこの未遂事件を知った時に「嗚呼翁(板垣のこと、注、筆者)明治民権家ノ領首タリ何者ノ狂愚カ自由ニ災ス悪ムヘキニ非スヤ⁶²⁾」と日記に記したのとは対象的である。

こうした思想の違いのせいか,明治 10 年代前半において,両者の活発な交流をそれぞれの日記から見出すことはできない。それどころか,幹義郎は「此頃学校教師頗ル授業怠り動モルレバ欠勤数日ニ至ル」と非難し,早野小学校の児童の「蛮行」を理由に小学校を分離するよう用掛に訴えている63)。この当時,寺田はすでに早野校に赴任しており,前後の記事から他に教員がいる様子はないため,ここで非難されているのは寺田であると考えられる。確かに『沿革誌』には明治 12 年は 8 月 13 日を最後に 11 月まで記載がなく,寺田自身も体が丈夫な方ではなかったようではある64)が,幹は,少なくともこの時点ではこうした事実を利用して,自身の綱島村単独の小学校設立へと村内の世論を導くことに成功した。

明治 10 年代に入り、「学制に規定された地方教育行政組織である学区が、さまざまな矛盾を暴露⁶⁵⁾」するようになり、例えば「学制」の小学「区毎に小学校一所ヲ置ク」(第六章) という大きな目標に向けて、各地で小学校が設立されたものの⁶⁶⁾、学校を維持していくために資金不足に苦しむところも少なくない状況となる。こうした中で明治 11 (1878) 年 8 月、早野小学校は八幡原、綱島、両村からなる綱島小学校と合併して、早野、綱島、八幡原の三村からなる小学校となった。しかし、上記の幹の呼びかけをきっかけとして、綱島村では学校分離の動きが盛んになり、年内には目標額 300 円の寄付金が 400 円に

もなる程であった⁶⁷⁾。明治 12 (1879) 年 2 月 10 日に綱島小学校は分離独立して開校式を迎え、幹は演説の中で、資金が溜まったため一村一校が実現したこと、更に将来への希望などを語った。「実ニ未曾有ノ大祝日ト云へキナリ⁶⁸⁾」と幹が日記に記しているように、「一村一校」は地方名望家と言われる有力者層にとっては大きな意味を持っていたのであろう。この日の日記の中で、寺田に関しては「早野校教員モ亦来ル」とあるのみで、名前を記してはいない。その後も、幹は早野校に定期試験のあるたびに足を運ぶが、この時期に寺田の名前が日記に登場することはない。つまり、この時期の幹にとって、寺田は単に「早野校教員」という以上の認識がなく、むしろ自村の小学校との関係などからよい印象を持っていなかった可能性もある。

一方で寺田の日記には幹の名前が一度だけ登場する。明治 15 (1882) 年 9 月 12 日に 「午後第四時ョリ荒井ニ至ル会西周金太郎幹義郎氏等ノ数氏アリテ棋囲ム傍観一局ニシテ帰ル」とあるのみであるが、「数氏」という表現でとどまった人物もいた反面、幹は名前を挙げるほど寺田にとって存在感のある人物であったことが伺える。同時にこの日の出来事は、在地の人々の中に入っていききれない、寺田の立場を象徴している。

上記のように、寺田を「早野校教員」とのみ記し続けた幹の日記に、突然「寺田氏」が登場するのが明治 18 (1885) 年 6 月 5 日である。この日幹は早野村の寺田の家を訪れ養蚕の様子を見学し、日記の中で「氏ハ余カ書生中ノ旧友ナリ、五六年前ョリ同村ニテ小学教師タリ、農産ニ志深ク一二年来大ヒニ養蚕ノ業ヲ兼テ行フ篤志感スヘシ」と紹介している。これ以降、寺田はたびたび日記に登場し、10 月には、寺田が幹から土地を借りて桑や馬鈴薯を作るようになったためか⁶⁹⁾、幹が早野に来るたびに寺田家を訪れるようになる⁷⁰⁾。幹がこの頃、寺田との関係を深めた理由として、一つは幹自身が政治運動から手を引き「専ラ実利主義ヲ執ルノ策⁷¹⁾」に変更して、家業に目を向けている時期であったということ、また、もう一つは上記の幹の記述のように、寺田もこの頃から、教員としての仕事だけでなく養蚕を中心に農業に手を広げており、お互いの方向性が一致していたことが挙げられる。明治 20 年代になって幹が農業の傍ら、政治運動を再開し始めても、蚕業を通して二人の関係は続き⁷²⁾、寺田はその後、明治 26 (1893) 年には上埴生郡東部蚕糸業組合委員に任じられ(「履歴書」)、委員としての仕事もこなしている⁷³⁾。そして、この時期には、これらの活動と並行して、明治 18 (1885) 年に小学高等科教員免許状を取得し、明治 20 (1887) 年には早野尋常小学校訓導兼校長(「履歴書」)に就任する。また明治 22 (1889) 年の市制町村制発布時に近隣村が合併して五郷村となった時には早野尋常小学校が本校となるなど(『沿革誌』)、寺田自身も早野小学校もその地位を確立することに成功してきている。

こうして、かつて他所から来た傭人の士族であった小学校教員寺田軍平は、時間をかけて地域に近づいていくことにより、少なくとも地方名望家層との関係を深めることに成功した。彼らは、元々学事に理解があったとはいえ、彼らにとっての教員は一時的な傭人であり、辞めれば次を補充すればすむ存在であった。しかし、寺田という教員を通して彼らにとっての近代的教員像も新たに出来上がったと考えられよう。こうして教員寺田が村内での地位を確立していくということは、同時に村の初等教育が信頼を得ていくことにつながっていると言える。明治前期の状況を評して、教員の定着の悪さの原因を「士族の放浪性、教員と民衆との疎遠な間柄、教職に将来性がなかったこと……(中略)……待遇の非簿⁷⁴⁾」などという指摘があるが、そうした問題点を克服し地域との連携を深めていくことが、この時期、余所者教員である寺田にとって必要なことであった。

4. むすびにかえて

千葉県上埴生郡を事例に、士族出身の教員、寺田軍平が、赴任した村落社会に溶け込みつつ、近代的 教員としてその職業的地位を定着させていく過程を見てきたが、最後に、他の教員との比較も加味しつ つ検討したい。

まず、雇われ教員が、村落社会に入り込んでいくためには、第一の学校支持基盤である地域の名望家との連携が考えられるが、千葉県は豪農民権の影響が強く、この上埴生郡の事例でもそうした層の人々は自由民権運動に関心を持ち、実際に活動している者も複数いた。しかし、寺田自身の政治的信条や、当時の教員統制の影響から、民権運動に近づくことはなく、初期段階で教員は地域に受け入れられていない様子が見受けられた。地元出身の教員の中にはこのような豪農による民権運動の影響のうちに政治運動に身を投じた例もあったが、その人物はそのために、教員生命を終えることとなった。

次に、近代的職業としての教員という地位を確立するためには、教職で生活を立てていく必要がある。しかし当時は不況の影響もあり、教員の給与や待遇が十分でない例が各地に見られた。その中で、寺田はより高学年を教えることのできる教員免許を取得していくことで近代的教員としての価値を高めるとともに、副業で養蚕を行い教員生活を支えていた。明治の中ごろには、資格不足のために教員として近代化しきれずに職を失う例も見られたが、寺田の場合は結果として副業の養蚕が、地域への一つの橋渡しとなり、教員という立場を確立しながら農業中心の村落社会に溶け込んでいく助けとなった。

村の学校支持基盤である地方名望家層に目を向けると、早野村では初期から学校を設立維持していこうとする動きが見られ、比較的学事に理解のある地域といえるが、この段階での教員に対する理解は、村の傭人の域を出ていない。これは歴代の教員同様、寺田が他所から来た、異階層の人間である上に、民権運動や生業、行事など、村の人々と行動を共にしていないことの影響が考えられよう。そして寺田が時間をかけて地域へと定着していくその過程で、村の人々の中にも、これまでの、前近代的寺子屋師匠とも違う、過渡期の雇われ教員とも違う、新しい教員像が誕生してきたのではないだろうか。

自由民権運動の担い手となった教員や「集会条例」をはじめとする当局の弾圧で運動をあきらめた教員など、運動を通した教員の姿はよく指摘されてきているが、本事例のような形で教育や地域へ働きかけをした教員もまた、自由民権運動期の教員の一側面ということができよう。

注

- 1) 坂元忠芳「「自由民権運動と教育」研究の課題と方法」『自由民権運動と教育』草土文化、1984年、p. 14。
- 2) 任 鉄華「自由民権運動と公教育—千葉県を中心に」『言語・地域文化研究』, 2003 年, p. 90。
- 3) 軽部勝一郎は、自由民権運動が、伝統的教育機関の影響を残していた草創期の小学校が近代学校へと変化する のに果たした役割に着目している。「自由民権期における近代学校成立過程の研究―岩手県遠野地方を事例と して一」『日本の教育史学』47,2004 年。
- 4) 新井勝紘編『日本の時代史 22 自由民権と近代社会』吉川弘文館,2004年,p.271。
- 5) 片桐芳雄「民権運動と教育―その教育史的意義」『自由民権運動と現代』自由民権運動百年第二回全国集会報告 集、三省堂、1985 年、p. 424。
- 6) 前掲,新井, p.106。
- 7) 三浦茂一「明治十年代における地方教育会の成立過程―千葉教育会を例として―」『地方史研究』107号, 1970年, p. 45。
- 8) 土方苑子「千葉県における自由民権運動と教育」前掲,『自由民権運動と教育』,三浦茂一「明治十年代における千葉中学校と千葉県会一千葉中学校における中学校教則大綱の具現過程」『房総地方史の研究』 地方史研究

協議会編,1973年,神尾武則「県令柴原和と千葉県会」『近世国家の解体と近代』塙書房,1979年など。神尾論文では他の論文での柴原の「開明的」「啓蒙的」とする評価を再検討し、柴原が地方名望家層を「県治遂行の強力な手段」として「巧妙に」取り込んだとしている。

- 9) 『千葉県の歴史 資料編 近現代1』, 1996年, pp. 31-32。
- 10) 滴草充雄「安房地方における自由民権運動」前掲, 『房総地方史の研究』, pp. 34-35。
- 11) 前掲,任,p.90。
- 12) 『茂原市史』, 1966年, pp.11-13。
- 13) 前掲, 三浦, p. 45。
- 14) 『千葉県教育史』第二巻, p. 534。海原徹『明治教員史の研究』ミネルヴァ書房, 1973年, p. 56。
- 15) 『茂原市史』,1966 年,pp. 424-427。『五郷村郷土誌』 五郷尋常・高等小学校編,1940 年。
- 16) 前掲,『千葉県教育史』第二巻, pp. 57-59。
- 17) 綱島村出身。千葉県庶務課記録掛となって史誌編纂に尽力し、明治 10 (1877) 年に板倉胤臣、千葉省弥らと私立賛化学校を設立し、明治 15 年から県会議員、後に郡会議員となった。父の徳一郎も県会議員を務めている。 『千葉県議会史、議員名鑑』、1985 年。
- 18) 前掲, 『茂原市史』, p. 427。
- 19) 『茂原の古文書資料集第九集, 詠帰堂日記 (上) ―ある民権政治家の記録―』明治 14 年 12 月 2 日, 茂原市立 図書館、2004 年、p. 119。
- 20)「早野小学校 受取明細簿 明治十二年七月」「同 明治十三年一月」「同 明治十三年七月」茂原市早野,西周恒紀氏所蔵。
- 21) 前掲『詠帰堂日記(上)』,明治13年1月8日,p.38。「村吏会ス,又高師村片岡甚内氏来リ本村小学校教師タラントスルモノヲ伴ヒ来ル,余村吏ニ紹介シテ其人ヲ雇入ル」とあり,内山以外の人物を雇ったことがわかる。
- 22) 両校の合併についてはっきりした日時がわかっていないが、『詠帰堂日記』の中では 15 年の後半から 16 年にかけて、何度もそのことが村用所や幹の自宅で話されている。
- 23) 前掲, 『詠帰堂日記(下)』, 明治 18 年 7 月 8 日, p. 53。生田は更に翌年, 明治 19 年 3 月に, 中等科の免許を持っていないことを理由に解雇されている。
- 24) 遠藤建治「補助教員の研究―教育令期,中央法制上における補助教員の規定とその実際」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』 別冊 6 号, 1998 年。
- 25) 前掲, 石戸谷, p. 55。
- 26) 西周金太郎の略歴は「西周金太郎墓碑銘」による。『茂原市古文書目録集』茂原市立図書館, 1996 年, p. 185。
- 27) 「鳳雛舎創設計画書」1884年,茂原市早野,西周恒紀氏所蔵。
- 28) 前掲, 頌徳碑「西周金太郎墓碑銘」。
- 29) 『千葉教育雑誌』の中に「早乃学校」に関する記述がある。時期や発起人を西周金太郎としていることから、名称は異なっているが、鳳雛舎と同一もしくは延長上のものと考えられる。この記事によれば、学校設立の目的は「小学校卒業のもの及び学齢外のものにして小学校以上の各学校へ入らんと欲するもの並びに小学校教員試験に応ぜんと欲する者を養成するよし」とされている。『千葉教育雑誌』千葉県教育会、明治18年7月25日。
- 30) 「辞令」, 茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 31) 前掲, 『詠帰堂日記 (下)』, 明治 22 年 5 月 1 日, pp. 169-170。
- 32) 「退職辞令」,茂原市早野,西周恒紀氏所蔵。
- 33) 牧 昌見『日本教員資格制度研究』風間書房, 1971年, pp. 156-157。
- 34) 『明治以降教育制度発達史 第三巻』, 1938 年, pp. 800-808
- 35) 「小学校教員免許状」, 茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。

小学校教員免許状

 修身
 教育
 国語
 漢文
 千葉県平民

 数学
 簿記
 地理
 歴史
 西周金太郎

 博物
 物理
 化学
 習字
 文久三年十二月生

図画

右ハ前記ノ科目ニ就キ検定シ千葉県管内ニ於テ小学校本科正教員タルコトヲ免許ス 明治二十五年十一月八日 千葉県知事従四位勲四等藤島正健 第四十五号

- 36) 前掲『明治以降教育制度発達史 第三巻』, pp. 801-802。
- 37) 「免許状」, 茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 38) 「地方免許状 小学校地理農業科」,「地方免許状 小学校習字科」,「地方免許状 小学校歷史科」,茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 39) 「小学校教員検定細則」明治 25 年 3 月 21 日。『千葉県教育百年史 第三巻 史料編』千葉県教育委員会, 1971年、p. 980。
- 40) 「辞令」, 茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 41) 尋常小学校本科正教員の試験科目は倫理,教育,国語,算術,地理,歷史,習字,図画,音楽,体操,裁縫。高等小学校本科男教員の試験科目は倫理,教育,国語,漢文,数学,簿記,地理,歷史,博物,物理,化学,習字,図画,音楽及体操。但し,双方とも図画,音楽,体操の一科目若しくは数科目は欠いてもよい。前掲『明治以降教育制度発達史 第三巻』,pp.802-803。
- 42) 『千葉県教育百年史 第一巻 通史編』千葉県教育委員会, 1971, p. 780。
- 43) 前掲, 石戸谷, p.104。
- 44) 西周の政治活動の実態は管見の資料では具体的にわかっていないが、教職を離れて間もない明治 27 (1894) 年の7月に、軍夫に志願して清や台湾へ渡り(「頌徳碑」)、明治 29 (1896) 年に台湾で病死している(「書簡、死亡通知」、茂原市早野、西周恒紀氏所蔵)。死後に建てられた頌徳碑には、発起人高橋喜惣治、撰文那珂通世、篆額片岡健吉とあり、自由党とのつながりが伺える。
- 45) 寺田の経歴は「寺田軍平履歴書」による。千葉県文書館所蔵。以下「履歴書」と略記。
- 46) 昌平坂学問所の分校として寛政 7 (1795) 年に甲府城内に創設された。『山梨県教育百年史 第一巻 明治編』山 梨県教育委員会,1976 年,pp. 8-35。
- 47) 「小学校教員検定願」千葉県文書館所蔵。
- 48) 『諸家文書目録 5』千葉県文書館, 2000 年, p. 69。
- 49) 「寺田万蔵入校届」茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 50) 前掲, 石戸谷, p. 56。
- 51) 「九皐生誌」寺田軍平日記,明治 15 年 7 月より 12 月,千葉県文書館所蔵。以下断りのない限り引用はすべてこの史料からのもの。
- 52) 「分家届」千葉県文書館所蔵。
- 53) 福島正夫・利谷信義『明治前期の地方体制と戸籍制度』橘書院, 1981 年, pp. 147-148。
- 54) 前掲,「早野小学校 受取明細簿 明治十三年七月」。
- 55) 前掲,『千葉県教育史』第二巻, p. 934。
- 56) 「書簡」茂原市早野, 西周恒紀氏所蔵。
- 57) 前掲, 『千葉県教育百年史 第三巻 史料編』, p. 951。
- 58) 前掲, 石戸谷哲夫『日本教員史研究』p. 54。
- 59) 同前, p. 77。
- 60) 高橋敏は、寺田同様「余所者」の教員が村に必死に働きかけて、旧習を打破するために格闘する姿を析出している。高橋 敏『日本民衆教育史研究』未来社、1978年。
- 61) 前掲,『千葉県教育史』第二巻, p. 971, 前掲,『五郷村郷土誌』。
- 62) 前掲、『詠帰堂日記(上)』、明治15年4月10日、p.136。
- 63) 同前, 『詠帰堂日記 (上)』, 明治 12 年 10 月 26 日, p. 29。
- 64) 『諸家文書目録 5』千葉県文書館, 2000年, p.69。
- 65) 笹森健『明治前期地方教育行政に関する研究』講談社,1978年,p.289。
- 66) 早野小学校は、設立当時早野村一村を学区としていた。近隣では同時期の明治 6 (1873) 年 12 月に八幡原小学校が開校しており、こちらは八幡原、綱島、中善寺、須田、関原の五村を学区としていた。明治 8 (1875) 年に関原村が分離、明治 10 (1877) 年には、八幡原村から綱島村へ移転し、両村を学区として綱島小学校と改称した。(『五郷村郷土誌』五郷尋常・高等小学校編、1940 年。)
- 67) 前揭, 『詠帰堂日記 (上)』, 明治 12年 11月 13日, p.31。
- 68) 前掲, 『詠帰堂日記 (上)』, 明治 13年2月10日, p.41。

- 69) 前掲,『詠帰堂日記 (下)』,明治 18年 10月 24日,p. 124。
- 70) 前掲, 『詠帰堂日記 (下)』, 明治 19年4月 21日, p. 143, 他。
- 71) 前揭,『詠帰堂日記 (上)』, 明治 16年 11月 14日, p. 192。
- 72) 前掲, 『詠帰堂日記 (下)』, 明治 23 年 10 月 30 日, p. 212。
- 73) 「書簡」茂原市早野,西周恒紀氏所蔵。
- 74) 前掲, 石戸谷, p.54。